資料5

茅ヶ崎都市計画緑地の変更等について（報告）

（・都市計画緑地の変更：第5号相模川一之宮緑地（廃止）
・都市計画公園の変更：3･3･12号さむかわ西公園（追加））

令和８年度　第２回寒川町都市計画審議会

令和８年８月２４日

１　検討概要について

２　関連計画の位置づけ等について

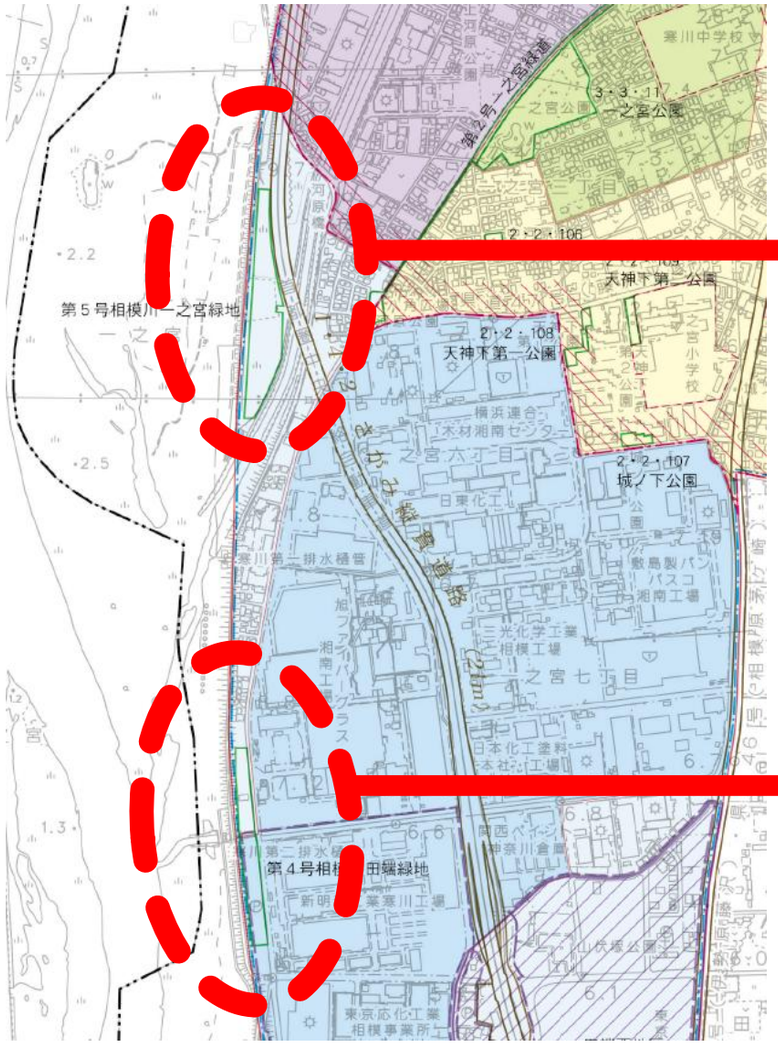
３　都市計画変更の内容等について

４　説明会及び都市計画素案の閲覧等の結果について

５　今後の手続きについて

1　検討概要について

都市計画変更の概要



改定
寒川町みどりの基本計画

都市緑地として整備
→近隣公園として整備

茅ヶ崎都市計画緑地

都市計画緑地
→都市計画公園に変更

改定
寒川町みどりの基本計画

都市緑地として整備
→整備しない方針

茅ヶ崎都市計画緑地等

都市計画緑地
→今後廃止を検討する

※上位計画（都市マス）改定後

１　検討概要について

２　関連計画の位置づけ等について

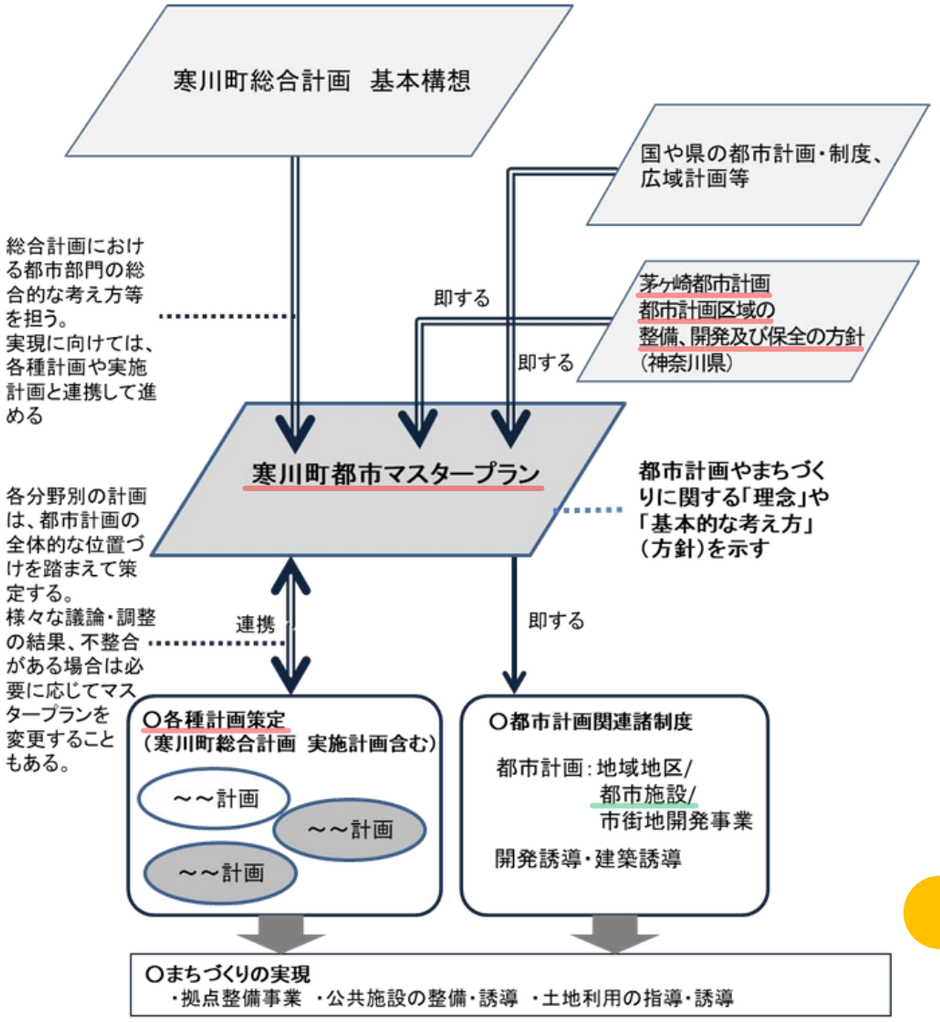
３　都市計画変更の内容等について

４　説明会及び都市計画素案の閲覧等の結果について

５　今後の手続きについて

2　関連計画の位置づけ等について

関連計画の位置づけ



茅ヶ崎都市計画
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
※略称：整開保
※都市計画法第6条の2

↓

寒川町都市マスタープラン
※略称：都市マス
※都市計画法第18条の2

↓

改定
寒川町みどりの基本計画
※略称：みどりの基本計画
※都市緑地法第4条

↓

都市施設（公園・緑地）
※都市計画法第11条

2　関連計画の位置づけ等について

関連計画の記載内容 （整開保、都市マス）

※一部記載内容を抜粋

整開保（R7.11）

（4） 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

① 緑地・オープンスペース等の整備・保全の方針

なお、都市計画公園・緑地等については、地域の実情や社会経済状況の変化を踏まえ、その必要性や配置、規模の検証など見直しを行い、適切に配置する。

② 主要な緑地の配置の方針

ア 環境保全系統の配置の方針

「寒川町」

（ア） 相模川河川敷には川とのふれあい公園を配置し、河川敷を利用したレクリエーションの場にふさわしい運動公園として、機能の維持・充実を図る。

（イ） 町の中心部にはさむかわ中央公園を配置し、他の公共公益施設等と連携し、町のシンボルとなる地区公園として、機能の充実を図る。

（ウ） 相模川沿いの第４号相模川田端緑地及び第５号相模川一之宮緑地については、適正な配置を検討し、多面的な需要に対応するため整備に向けた取組を進める。

④ 主要な緑地の確保目標

イ おおむね 10 年以内に指定することを予定する主要な地域地区、または整備することを予定する主要な公園緑地等

おおむね 10 年以内に指定することを予定している主要な地域地区、または整備することを予定している主要な公園緑地等は、次のとおりとする。

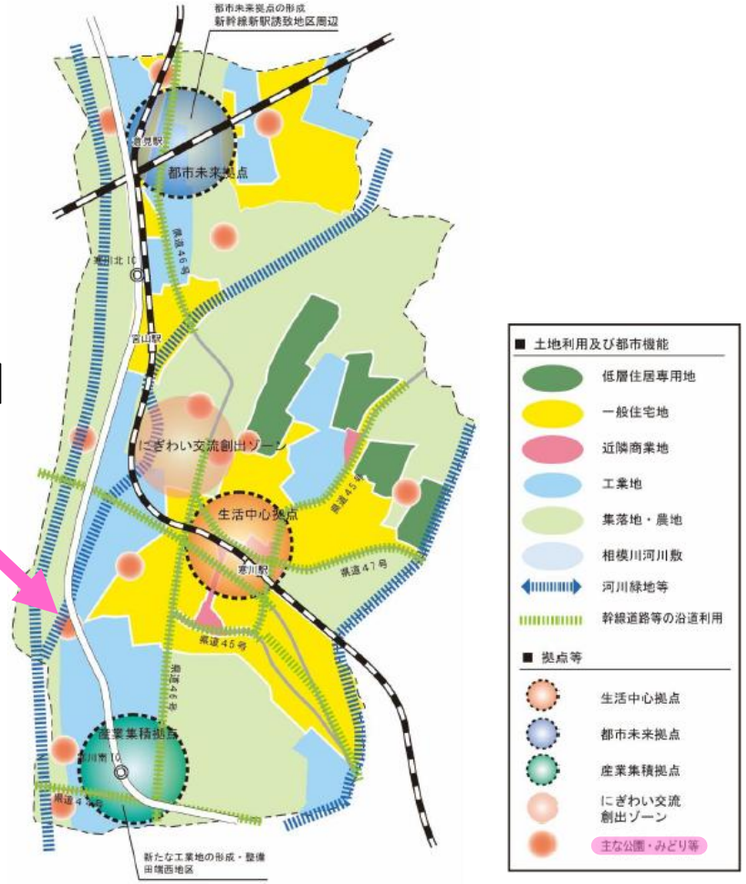
地域地区、公園緑地等の種別	地域地区、公園緑地等の名称
地域地区	
特別緑地保全地区	行谷字広町地区 赤羽根斜面樹林（３箇所）
公園緑地等	
特殊公園	７・６・１湘南海岸公園
地区公園	４・４・１中央公園
緑地	第５号相模川一之宮緑地

地域地区については、おおむね 10 年以内に都市計画決定、変更する地区を含む。また、公園緑地等については、おおむね 10 年以内に都市計画決定、変更、整備予定、整備中及び供用する施設を含む。

都市マス（R3.4）

※「公園・みどり等」として位置づけ

図　土地利用方針図



2　関連計画の位置づけ等について

関連計画の記載内容　（みどりの基本計画）

※一部記載内容を抜粋

みどりの基本計画（一部改定案）

第3章 みどりの将来構想
3－1 みどりの将来像と基本方針
3－2－2 計画の目標水準

（2）都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

本町の都市計画区域内の都市公園及び都市公園等（都市公園と公共施設緑地の合計）の目標水準（町民一人当たりの緑地量）は以下の通りとなります。

年　次		令和2年（2020年）	令和12年（2030年）	令和22年（2040年）
都市計画区域人口1人当たりの目標水準	都市公園	3.91㎡/人	4.66㎡/人	5.04㎡/人
	都市公園等	11.80㎡/人	12.43㎡/人	13.45㎡/人

※2040 年の目標水準に含まれる主な都市公園
都市公園　ツインシティ倉見地区や近隣公園（さむかわ西公園）を想定

（3）目標年次までに確保を図る緑地の内訳

本町において目標年次（2040 年）までに確保を図る緑地の内訳は以下の通りです。それぞれの緑地は「第４章　みどりの基本施策」にもとづき、確保を図っていきます。

【施設緑地】
① 都市公園
- 住区基幹公園は街区公園 41 箇所、近隣公園 2 箇所（新設 1 箇所：さむかわ西公園、一之宮公園）、地区公園 1 箇所（さむかわ中央公園）
- 都市基幹公園は運動公園 1 箇所（川とのふれあい公園）
- 都市緑地 4 箇所
- 緑道 5 箇所
- 都市公園全体で目標年次の 2040 年までに合計 54 箇所、22.72ha、5.04 ㎡／人を確保することを目標

※「都市公園」として位置づけ

2　関連計画の位置づけ等について

関連計画の記載内容 （基本構想・基本計画）

※一部記載内容を抜粋

基本構想・基本計画（R7.5）



課題 ： 少子高齢化や人口減少などに直面
目的 ： 持続可能なまちづくりを目指す地方創生に向けた取組みの推進
手法 ： 町特有の強みであるストリートスポーツを活用し、公園等の整備
狙い ： 若年層に選ばれ続けることによる関係人口の獲得

➡ **令和7年5月に「基本構想・基本計画」を策定**

公園整備のコンセプト

2つの軸を設定し、多くの方が集い、楽しみ、憩える空間として整備

にぎわいの公園
幅広い世代の方々が集い、
活気があふれる空間

やすらぎの公園
自然の景観を楽しむ空間や、
園内の休憩スペースなどで憩う空間

１　検討概要について

２　関連計画の位置づけ等について

３　都市計画変更の内容等について

４　説明会及び都市計画素案の閲覧等の結果について

５　今後の手続きについて

このタイミングにおける変更理由

理由１：未整備である緑地の整備方針を検討していた

- 主な未整備の緑地①：第4号相模川田端緑地　→ 未整備とし確保目標から除く
- 主な未整備の緑地②：第5号相模川一之宮緑地　→ 基幹公園に位置づけを変更

理由２：公園として整備することが確定した

- （仮称）相模川一之宮公園整備に関する基本計画で公園整備の方針を決定した
- 令和8年4月20日に事業者と契約を締結し、公園整備が確定した

理由３：基本設計が固まった

- （仮称）寒川町ストリートスポーツパークの基本設計及び
 （仮称）相模川一之宮公園の全体整備方針が事業者より示された

3　都市計画変更の内容等について

当初決定理由と変更案

※現時点では仮称

第5号相模川一之宮緑地の廃止

年 月 日 ： 平成11年8月3日

種　　別 ： 緑地

面　　積 ： 約1.1ha

決 定 権 ： 寒川町

目　　的 ：

本計画緑地は、寒川町の西部、相模川左岸に位置し、相模川の川面や自然環境、富士山、大山、丹沢山塊等の良好な自然景観があり西への眺望が広がっている。また、相模川沿いに広域的に整備される自転車専用道等の「さがみグリーンライン計画」の拠点として位置付けされており、休息地や自然観察の場として供する計画である。そこで、これらの良好な自然環境や自然景観と一体的に整備及び保全を図るために本案のとおり追加するものである。

廃　止

3･3･12号さむかわ西公園の追加

年 月 日 ： 町都市計画審議会へ付議以降

種　　別 ： 近隣公園

面　　積 ： 約2.5ha

決 定 権 ： 寒川町

目　　的 ：

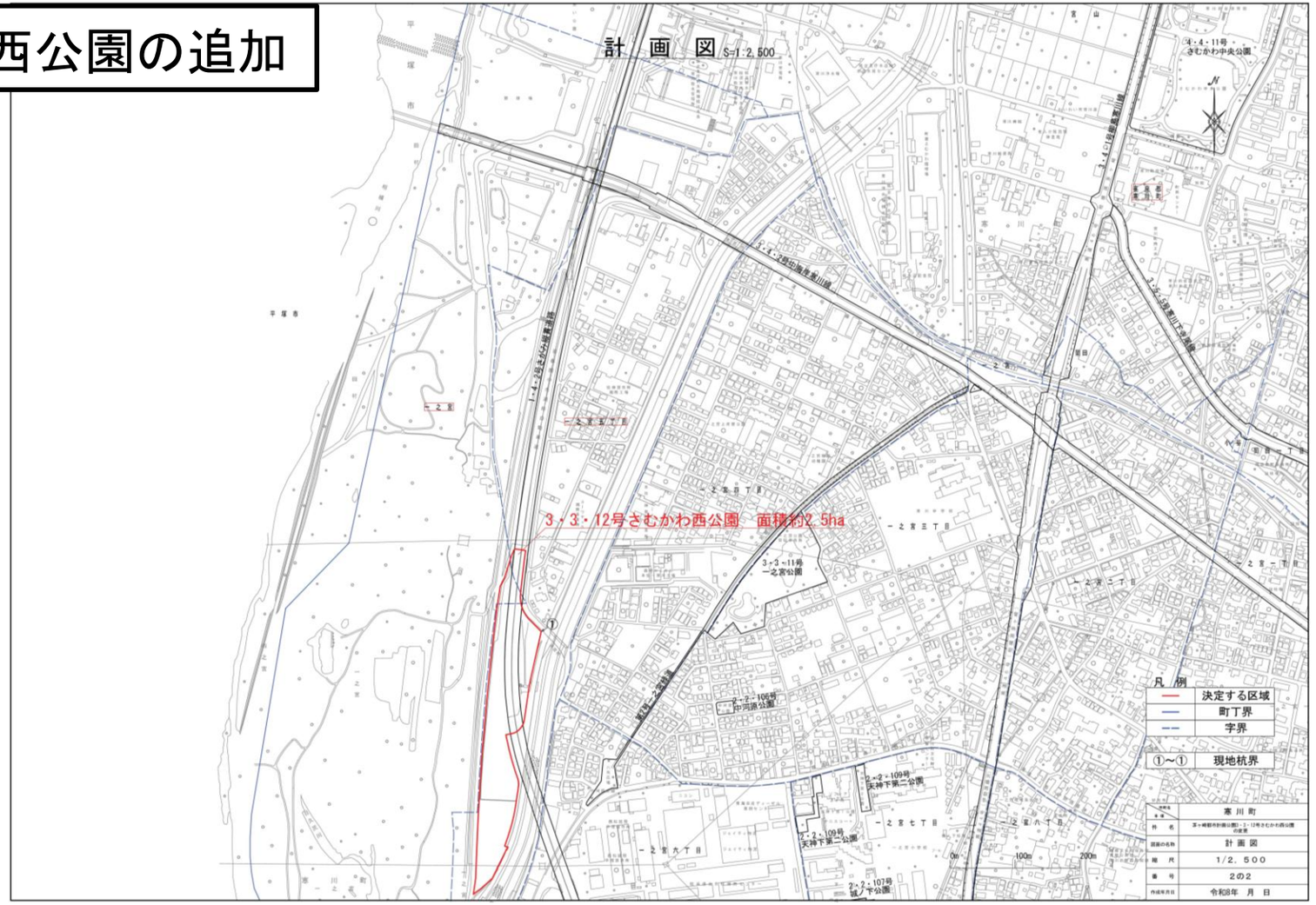
地方創生及びさがみグリーンライン利用者や町民の満足度向上に向けた取組みとして、広い世代の方々が集い、活気があふれる空間を目指し、「ストリートスポーツパーク」を含む「にぎわいの公園」に関する機能及び自然の景観を楽しむことや、園内の休憩スペースなどで憩うことなどができる「交流・憩い関連施設」を含む「やすらぎの公園」に関する機能が両立する公園として整備するため、第5号相模川一之宮緑地を廃止し、3･3･12号相模川一之宮公園を追加する都市計画の変更を行うものです。

→ 当初決定した理由も含まれている。

追　加

計画図 （素案）

3･3･12号さむかわ西公園の追加



計画書（素案）

第5号相模川一之宮緑地の廃止

茅ヶ崎都市計画緑地の変更（寒川町決定）

都市計画緑地中第５号相模川一之宮緑地を廃止する。

理由
別添理由書のとおり

3･3･12号さむかわ西公園の追加

茅ヶ崎都市計画公園の変更（寒川町決定）

都市計画公園に３・３・12 号さむかわ西公園を次のように追加する。

種　別	名　称		位　置	面　積	備　考
	番号	公園名			
近隣公園	３・３・12	さむかわ西公園	高座郡寒川町一之宮及び一之宮五丁目	約 2.5ha	

「区域は計画図表示のとおり」

理由
別添理由書のとおり

１　検討概要について

２　関連計画の位置づけ等について

３　都市計画変更の内容等について

４　説明会及び都市計画素案の閲覧等の結果について

５　今後の手続きについて

4　説明会及び都市計画素案の閲覧等の結果について

説明会の開催結果

開催日	時間	場所	出席者
7月16日（木）	19時から	役場東分庁舎 （2階会議室）	2人
7月18日（土）	10時から	役場東分庁舎 （2階会議室）	4人
		合計　6　人	

説明会の主な発言要旨

質　疑	回　答
① 告示直前の都市計画審議会はなぜ「対面会議」としなければいけないのか。	「諮問」をさせていただく予定のため、対面での開催をさせていただく。
②「なぜ今回の手続きが必要なのか」について、分かりやすい言葉でお知らせしていただきたい。	必要性などの説明を追加させていただく。（2日目の説明会では一部補足して説明）。
③ 面積が 1.1ha から 2.5ha に広がったからといって、土地取得のためのお金は発生しないということで良いか。	増加する部分は国や県の土地であり、土地取得の費用が生じない形で進めている。

4　説明会及び都市計画素案の閲覧等の結果について

都市計画素案の閲覧及び公聴会の公述申出受付結果

閲覧（申出）期間	閲覧（申出）場所	閲覧（申出）時間
令和8年7月27日（月）～ 令和8年8月10日（月） ※土曜日、日曜日及び祝日は閲覧（公述申出）不可。 ※公述申出書は期間内必着	寒川町都市建設部都市計画課 〒253-0196　高座郡寒川町宮山165番地	午前9時00分～ 午後4時30分

素案の閲覧　：　0名
公述申出　：　無し



閲覧スペース（町）

１　検討概要について

２　関連計画の位置づけ等について

３　都市計画変更の内容等について

４　説明会及び都市計画素案の閲覧等の結果について

５　今後の手続きについて

5　今後の手続きについて

都市計画変更に係る手続きの流れ

※今後変更する可能性有

